

東京社会保険協会

# 社会保険新報

7

JULY

平成27年/No.777

## 目次

- 協会けんぽ東京支部からのお知らせ
  - ・「傷病手当金支給申請書」の提出前に  
ご確認ください! / 2・3
- 日本年金機構からのお知らせ
  - ・年金情報の流出を口実とした犯罪に  
ご注意ください! / 4
  - ・年金手帳または基礎年金番号通知書の再交付 / 4
  - ・算定基礎届・賞与支払届の提出 / 4
  - ・「わたしと年金」エッセイ募集 / 5
  - ・国民年金ひとことメモ / 5
- フィオーレ健診クリニックからのお知らせ
  - ・巡回健診 / 6
- 東京社会保険協会からのお知らせ
  - ・社会保険事務講習会  
「年金・労働法改正およびマイナンバー制度  
についての講習会」開催のお知らせ / 7
- ずいそう
  - ・東西南北 / 8

協会けんぽ 東京支部 からの **お知らせ**

**「傷病手当金支給申請書」の提出前にご確認ください!**

**傷病手当金とは?**

業務外のケガや病気による療養のために会社を休み、給料を受けられないときの生活保障として支払われます。

\* 支給要件や手続きなどの詳細については、『社会保険新報』平成26年7月号をご覧ください。

**5つのチェックポイント**

「傷病手当金支給申請書」は、記入例を参考にご記入いただいておりますが、誤記入や必要書類の添付もれ等により、申請書類を返却するケースが増えています。特に間違いが多いポイントをまとめました。次の5項目を提出前に再度ご確認ください。

**1 振込先指定口座は、被保険者（申請者）名義の口座をご記入ください。**

\* 被保険者（申請者）名義以外の口座を指定する場合は、受取代理人の欄の記入も必要です。

**「傷病手当金支給申請書」1 枚目【被保険者（申請者）記入用】**

振込先指定口座	金融機関名称 〇〇〇 (銀行) (信用金庫) (協同) (農協) (漁協) (その他)	×××	本店 (支店) (併設所) (本所) (支所)
預金種別	1. 普通 2. 当座 3. 別段 4. 通知	口座番号 1 2 3 4 5 6 7	左づめでご記入ください。
口座名義	カタカナ(姓と名の間は1マス空けてご記入ください。濁点(・)、半濁点(゜)は1字としてご記入ください) キョウカイ ハナコ	口座名義の区分 2	1. 申請者 2. 代理人

- ☑「振込先指定口座」はすべて記入してありますか。
- ☑ゆうちょ銀行指定の場合、支店名は振込専用の「店名」(漢数字3桁)で記入してありますか。

受取代理人の欄	本申請に基づく給付金に関する受領を下記の代理人に委任します。 平成 26 年 6 月 1 日
被保険者 (申請者)	氏名・印 協会 太郎 (協会) 住所 「被保険者(申請者)情報の住所と同じ」
代理人 (口座名義人)	住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (フリガナ) キョウカイ ハナコ 氏名・印 協会 花子 (協会) 妻

- ☑「振込先指定口座」の「口座名義の区分」を「2.代理人」とした場合、受取代理人の欄も記入してありますか。
- ☑被保険者と代理人の印は、それぞれ押印してありますか。(自署の場合でも押印が必要です。)

**2 ケガが原因の場合は、必ず「負傷原因届」もご提出ください。**

**「傷病手当金支給申請書」2 枚目【被保険者（申請者）記入用】**

1) 傷病名	骨折(右足)	2) 初診日	平成 26 年 4 月 22 日
3) 該当の傷病は病気(疾病)ですか、ケガ(負傷)ですか。	2. ケガ → 負傷原因届を併せてご提出ください	(発病時の状況)	
4) 療養のため休んだ期間(申請期間)	(平成) 年 月 日 2:6 4:2:2 から 日数		
5) あなたの仕事の内容(具体的に)	2:6 5:1:2 まで 21 日間		
(退職後の申請の場合は退職前の仕事の内容)	経理担当事務		

「負傷原因届」は、協会けんぽホームページからダウンロードできます。



協会けんぽ以外の健康保険に加入されている方は、それぞれの健康保険組合等にお問い合わせください。

▶ このページの記事の内容に関するお問い合わせは、協会けんぽ東京支部 (TEL 03-6853-6111→音声ガイダンス「1」) まで

協会けんぽ 東京支部 からの **お知らせ**

**3 療養のため休んだ期間（申請期間）は、必ずご記入ください。**

「傷病手当金支給申請書」**2** 枚目【被保険者（申請者）記入用】

申請記録	① 傷病名	1) 骨折(右足) 2) 3)	② 初診日	平成 26 年 4 月 22 日 平成 年 月 日 平成 年 月 日
	③ 該当の傷病は病気(疾病)ですか、ケガ(負傷)ですか。		2 1. 病気 (発病時の状況) 2. ケガ→負傷原因欄を併せてご提出ください	
	④ 療養のため休んだ期間(申請期間)		平成 年 月 日 から 日数 26 年 4 月 22 日 から 日数 26 年 5 月 12 日 まで 21 日間	
⑤ あなたの仕事の内容(具体的に) (退職後の申請の場合は退職前の仕事の内容) 経理担当事務				

☑「申請期間」は記入してありますか。  
(申請ごとに必ず記入してください。)

☑「年(平成表記)」「月」「日」は記入してありますか。

**4 【事業主の皆様へ】勤務状況については、必ず毎回ご記入ください。**

「傷病手当金支給申請書」**3** 枚目【事業主記入用】

労務に服することができなかった期間を含む賃金計算期間の勤務状況および賃金支払状況等をご記入ください。

被保険者氏名		協会 太郎	
勤務状況 【出勤は○で、【有給は△】で、【公休は公】で、【欠勤は/】でそれぞれ表示してください。			
平成 26 年 4 月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	計	出勤 有給
平成 26 年 5 月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	計	4日 1日 3日 0日
平成 年 月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	計	
上記の期間に対して、賃金を支給しました(します)か?		給与の種類	締日 15 日
<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		<input checked="" type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 時間給 <input type="checkbox"/> 日給 <input type="checkbox"/> 歩合給 <input type="checkbox"/> 日給月給 <input type="checkbox"/> その他	支払日 <input checked="" type="checkbox"/> 当月 25 日 <input type="checkbox"/> 翌月
上記の期間を含む賃金計算期間の賃金支払状況をご記入ください。			
区分	単価	4月16日 ~ 5月15日 分	月 日 月 日 月 日 賃金計算方法(欠勤控除計算方法等)についてご記入ください。
基本給	300,000	支給額 135,000	支給額 支給額
通勤手当	120,000		基本給:欠勤控除あり。 300,000÷20×11日 = 165,000 円
住居手当	20,000	20,000	通勤手当:欠勤控除なし。 住居手当:欠勤控除なし。
扶養手当			
手当			
手当			
現物給与			

☑労務に服することができなかった期間を含む賃金計算期間(賃金計算開始日から締日までの期間)の「勤務状況」について、

- ・出勤の場合…… ○
- ・有給の場合…… △
- ・公休の場合…… 公
- ・欠勤の場合…… /

と、日付の数字の上に表記してありますか。

**5 医師の証明欄に空欄がないか、必ずご確認ください。**

「傷病手当金支給申請書」**4** 枚目【療養担当者記入用】

患者氏名	協会 太郎		
傷病名	(1) 骨折(右足) (2) (3)	療養の給付開始年月日(初診日)	(1)平成 年 月 日 (2)平成 年 月 日 (3)平成 年 月 日
発病または負傷の年月日	平成 26 年 4 月 22 日	<input type="checkbox"/> 発病 <input checked="" type="checkbox"/> 負傷	発病または負傷の原因
労務不能と認められた期間	平成 26 年 4 月 22 日から 平成 26 年 5 月 12 日まで 21 日間		自宅の階段(2階)から落ちた。
人工透析を実施または人工臓器を装着したとき	人工透析の実施または人工臓器を装着した日 年 月 日	人工臓器等の種類	<input type="checkbox"/> 人工肛門 <input type="checkbox"/> 人工関節 <input type="checkbox"/> 人工骨頭 <input type="checkbox"/> 心臓ペースメーカー <input type="checkbox"/> 人工透析 <input type="checkbox"/> その他( )
上記のとおり相違ありません。			
医療機関の所在地	東京都〇〇区〇〇3-1		
医療機関の名称	△△外科病院		
医師の氏名	〇〇〇〇 (印) 電話 〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇		

☑「患者氏名」(被保険者の氏名)は記入されていますか。

☑証明の日付が記入されていますか。

☑「労務不能と認められた期間」以降の日付が記入されていますか。

申請書類に不備があると、その解消のための期間分、審査・決定までにお時間を要しますので、ご理解とご協力をお願いします。



## 年金情報の流出を口実とした犯罪にご注意ください!

日本年金機構への不正アクセス事案については、前回『社会保険新報』平成27年6月号でもお知らせしましたが、年金情報の流出により、皆様にご迷惑やご心配をおかけして、誠に申し訳ございません。

**皆様の年金を守ることを最優先に取り組んでおります**が、日本年金機構を名乗って口座番号を聞き出そうとしたり、流出した個人情報の削除を持ちかけてくる者が現れています。

- 日本年金機構から、年金情報の流出の件で、お客様に**電話やメールで連絡することは一切ありません**。なお、年金情報の流出が確認された方への新しい基礎年金番号は、郵送でお知らせします。
- 日本年金機構が、年金情報の流出の件で、お客様に**現金の要求や口座番号を聞き出すこと、ATMの操作をお願いすることは一切ありません**。

**Q1** 今回の不正アクセスにより、**年金がなくなってしまう**ことはありますか？

**A1** 皆様の年金そのものがなくなったり、減ったりすることは**ありません**。

**Q2** 流出した情報を使って**他人がなりすます**ことで、**年金が横取りされる**ことはありますか？

**A2** 他人のなりすましにより、皆様の年金が支払われなくなることはありません。**ご本人に確実にお支払いします**。年金は、**ご本人名義の口座に振り込みます**。流出した情報を使い、他人が年金の振込先を変更することはできません。振込先の変更には、金融機関の証明印やご本人の預金通帳の写し等により、日本年金機構がご本人の口座であることを確認します。

**Q3** 年金の**支払いが滞る**ことはありますか？

**A3** **ありません**。万が一、年金支給日を過ぎても支払いがない場合には、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

**日本年金機構 専用電話窓口 0120-818211**

## 年金手帳または基礎年金番号通知書の再交付

年金手帳や基礎年金番号は、とても大切です。被保険者の皆様は、年金手帳または基礎年金番号通知書の保管には十分お気をつけください。

年金手帳または基礎年金番号通知書の再交付の申請が日本年金機構にあった際、

●申請者(2号被保険者)が**ご本人であることが確認できる身分証明等を持参された場合**

事業所を管轄する年金事務所に持参された場合、ご依頼を受けた窓口で**即時交付**

●代理の方が再交付申請書を持参された場合  
●申請者が**ご本人であることが確認できない場合**

後日、日本年金機構で管理している**ご本人の住所宛に送付(郵送)**

厚生年金保険に加入している事業所を通じて再交付申請書を提出された方には、事業所宛に送付します。

## 算定基礎届・賞与支払届の提出

### 算定基礎届の提出はお済みですか

算定基礎届は、**毎年1回**、7月1日現在のすべての被保険者を対象として、標準報酬月額を見直すために提出していただく大切な書類です。まだ提出されていない場合は、**管轄の年金事務所へ必ず提出**してください。ご協力を願います。

### 賞与を支給したときは、賞与支払届の提出をお願いします

被保険者に賞与を支給したときは、**支払日から5日以内**に、被保険者賞与支払届と被保険者賞与支払届総括表を**管轄の年金事務所へ提出**してください。登録された賞与支払月に賞与の支払いがなかった場合でも、「不支給」として被保険者賞与支払届総括表を提出してください。

▶このページの記事の内容に関するお問い合わせは、管轄の年金事務所 (<http://www.nenkin.go.jp/n/www/section/>) まで





## 「わたしと年金」エッセイ募集

日本年金機構では、11月を **ねんきん月間** として、厚生労働省との連携により、年金制度の啓発活動を積極的に展開し、全国各地で年金出張相談などを開催します。

その一環として、広く国民の皆様から、**公的年金制度との関わりについてのエッセイ**を募集しています。

昨年は全国で1,162件の応募がありました。

本年もふるってご応募ください。



テーマ	● 公的年金の大切さ ● 社会保障としての公的年金の意義 に関するエピソードなど、何でも結構です。
応募締切	9月18日(金) 消印有効
募集要領	日本年金機構ホームページをご覧ください。 平成27年度 わたしと年金 <b>検索</b>
お問い合わせ先	日本年金機構 サービス推進部 サービス推進グループ「わたしと年金」担当 電話 03-5344-1100 (代表)

### 国民年金ひとことメモ

## 国民年金保険料免除・納付猶予制度の所得の基準

前回『社会保険新報』平成27年6月号は、国民年金保険料の免除等の種類について解説しました。今回は、免除等を受けるための所得の基準について解説します。

**保険料免除** 本人・世帯主・配偶者のいずれも前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であることが条件です。

免除の種類	免除に該当する所得の計算式	一部納付額 (平成27年度)
全額免除	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円	—
4分の3免除	78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等	3,900円
半額免除	118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等	7,800円
4分の1免除	158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等	11,690円

\* 全額免除以外は、一部納付額を納める必要があります。

\* 保険料免除となった期間は、保険料を全額納付する場合に比べ、将来受ける年金額が少なくなります。

**若年者納付猶予制度** 前年所得が (扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円以下であるとき〔本人 (30歳未満)・配偶者のいずれも〕

納付猶予の期間は、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金を受け取るために必要な受給資格期間として計算されますが、老齢基礎年金の受給額は増えません。

### 未納のままにしておく…

● 障害や死亡などの不慮の事態に見舞われたとき、障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合があります。

● 将来的に老齢基礎年金を受給できない場合があります。

所得が少ないなどの理由で、国民年金保険料を納付することが難しい場合には、未納のままにしないで、「**国民年金保険料免除・納付猶予制度**」の手続きを行ってください。

東京社会保険協会 **フィオーレ健診クリニック** 保育室完備 からののお知らせ

# 巡回健診 ~皆様の職場までおうかがいします~

巡回健診とは、受診者が健診機関に向く代わりに、健診機関が事業所へおうかがいして行う健康診断です。

フィオーレ健診クリニックでは、生活習慣病（予防）健診、人間ドック（付加健診）、若年層健診のほか、事業所での労働安全衛生法に基づく健診等、ご要望に合わせた健診コースをご用意しています。また、巡回健診専門の担当者が職場へ事前におうかがいして、ご要望等をお聞きすることにより、きめ細かいサービスをご提供できます。毎年、健康診断の手続きや社員の受診について、次のような理由で悩まれている担当者の皆様に、巡回健診をおすすめします。

- 健診機関への予約や日程を調整するのが大変。
- 日々の業務が多忙で健診どころではないと、健診を敬遠しがちな社員が多い。
- 健診やその往復に、業務時間を費やしたくない。
- 知らない人と一緒に受診したくないという社員がいる。
- 健診機関に向く際の健診は、受診したかどうかの把握が難しく、受診率も上がらない。

## 巡回健診を利用すると

- 健診が一定期間内で終了し、**受診率も向上**します。
- 健診機関に向く**時間や費用を節約**でき、1人1時間程度で終了します。

## 実施条件

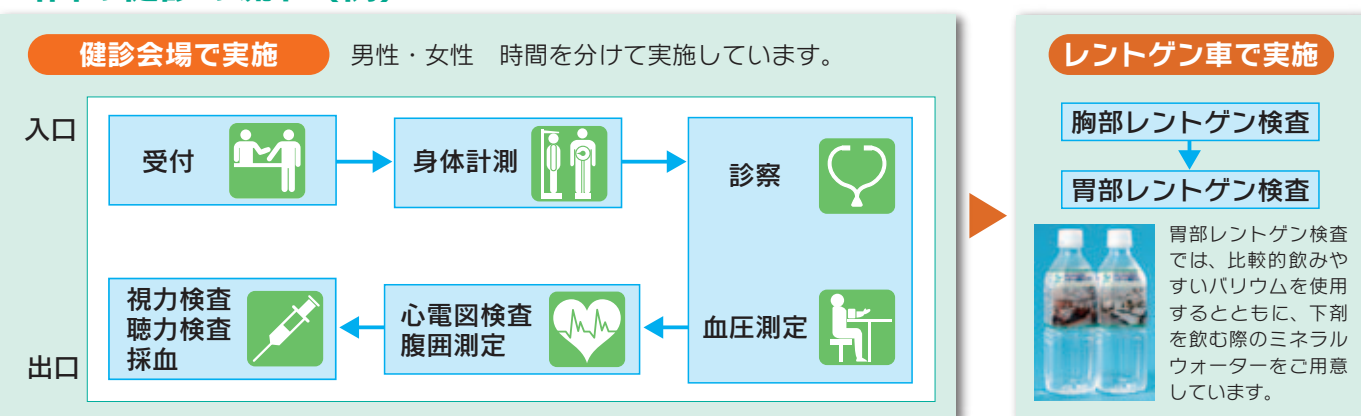
- 巡回健診車の駐車スペース（長さ11m、幅2.5m、高さ3.6mで、大型観光バスくらいの大きさ）が必要です。  
※駐車スペースがない場合でも、道路使用許可をお取りいただければ実施できます。
- 約24m<sup>2</sup>（15畳）以上の健診会場（会議室・食堂など）が必要です。
- 原則として、生活習慣病（予防）健診対象者30名以上としています。  
その他の健診コースについては、ご相談ください。



## 健診時間・費用

- 生活習慣病（予防）健診対象者30名の場合、約3時間程度で終了します。  
※原則午前開始ですが、午後開始や土曜日でもご利用いただけます。ご相談ください。
- 巡回健診車の派遣費用は必要ありません。**健診料金のみ**となります。詳細は、お問い合わせください。
- オプション検査もご用意しています。腫瘍マーカーやアレルギー検査などもご利用いただけます。ご相談ください。

## 当日の健診の流れ（例）



次号（8月号）は、男性向けのオプション検査についてご案内する予定です。

## フィオーレ健診クリニック

大江戸線「東新宿」駅A2出口より徒歩1分

お問い合わせ TEL 03-5287-6217  
予約専用ダイヤル TEL 03-5287-6211

電話受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00  
土曜日健診実施日 9:00～12:00

健診およびオプション検査等の詳細は、ホームページ <http://www.k-fiore.jp/> をご覧ください。



東京社会保険協会 からのお知らせ

社会保険事務講習会

「年金・労働法改正およびマイナンバー制度についての講習会」開催のお知らせ

平成27年度以降に実施される年金改正と労働法改正および10月から実施されるマイナンバー制度についての講習会の受講者を募集します。

開催日時等	対象者	定員・応募締切日・費用	概要
平成27年9月8日(火) 9日(水) 10日(木) 時間：各日とも 14時～16時 講師：特定社会保険労務士 安中 繁氏 (ドリームサポート社会保険労務士法人) ※各回内容は同じです。 メール申し込みURL <a href="https://fofa.jp/tosyaky/a.p/176/">https://fofa.jp/tosyaky/a.p/176/</a>	社会保険事務 担当者	定員 各200名 応募締切日 7月31日(金) 必着 費用 会員事業所参加者 無料 非会員事業所参加者 受講当日3,000円(1名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平成27年度以降に実施される年金改正と労働法改正について</li> <li>●マイナンバー制度がスタートするにあたり、社会保険事務担当者として準備しておかなければならないことや注意点等について</li> </ul>

応募方法 \* 応募者多数の場合は抽選とします。

受講希望の方は、メール または 郵送 の2通りの方法でお申し込みいただけます。

メールによる申し込み

本会ホームページまたは[メール申し込みURL](https://fofa.jp/tosyaky/a.p/176/)にアクセスして、申し込みフォームに必要事項を入力の上、応募締切日までにお申し込みください。応募結果は、8月20日頃までにお申し込みの際にご登録いただいたメールアドレスに返信します。

郵送による申し込み

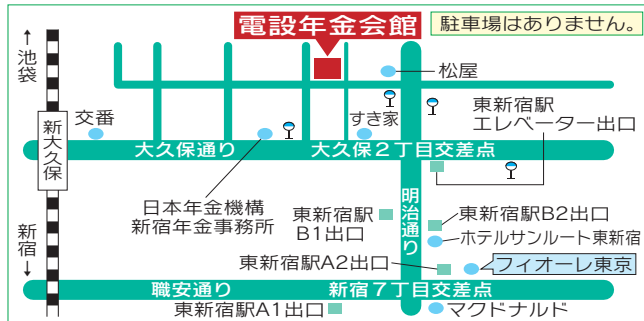
下の「年金・労働法改正およびマイナンバー制度についての講習会」参加申込書を印刷して、必要事項を記入し、会員事業所の方は会員番号を記入または平成27年度協会費払込受領証のコピーを貼付して、宛先を明記し、82円分の切手を貼った返信用封筒を同封のうえ、右の申し込み・お問い合わせ先までお送りください。応募結果などは、8月20日頃までにお知らせします。

返信用封筒(申し込み人数分)をお忘れなく。2名以上の場合は、それぞれお申し込みください。

会場および地図

電設年金会館(東京都電設工業厚生年金基金会館)

- 新宿区大久保2-8-3
- JR山手線 新大久保駅より徒歩10分
  - 都営大江戸線 東新宿駅A1・A2出口より徒歩10分
  - 東京メトロ副都心線 東新宿駅B1・B2・エレベーター出口より徒歩5分
- ※東新宿駅の出口は、すべて地下で通じています。



申し込み・お問い合わせ先

〒160-8407 新宿区新宿7-26-9  
 一般財団法人東京社会保険協会 講習会「法改正・マイナンバー」係  
 TEL 03-5292-3596

「年金・労働法改正およびマイナンバー制度についての講習会」参加申込書

ふりがな		年齢	性別	協会費払込受領証 貼付欄
参加者氏名		歳代	男・女	
事業所名				会員事業所の方は、左に会員番号を記入していただくか、金融機関等の受領印のある平成27年度協会費払込受領証のコピーを本欄に貼付してください。
会員・非会員	会員(会員番号 ) 非会員 不明 <small>※平成27年度協会費払込受領証に記載の7ケタの番号を記入してください。</small>			
事業所所在地	〒			
連絡先電話番号		参加 希望日	9月 日( )	
健康保険の種類 (〇で囲んでください。)	全国健康保険協会(協会けんぽ) 健康保険組合 その他			

※上記情報は、申し込み受付事務および応募結果の発送ならびに本会事業案内以外には使用いたしません。  
 ※返信用封筒が同封されていないなど、参加申込書に不備がある場合は、抽選の際に落選となることがあります。ご注意ください。





## 旅と健康

編集委員 阿部 敬子



健康・運動・美容・ダイエット…と、雑誌や新聞、テレビ等を賑わせている昨今です。食事は1日3食、腹八分目にして、食物繊維のある野菜を多く、歳とともに不足しがちなカルシウムと乳酸菌は毎日とりましょう。水は“百薬の長”といわれ

ているように、水不足は万病の元。特に、①寝る前と朝起きたとき、②入浴の前後、③お酒を飲んだとき、④エアコンのきいた室内にいるとき、⑤運動や作業の前後は、水分を十分にとりましょう。かぜの予防にも、マスクの着用やうがい・手洗いはもちろんのこと、栄養摂取と水分補給が大切です。

健康な生活を送るためには、毎日1万歩歩く、朝のラジオ体操、水泳、声を出して歌う、笑う等が、健康はもちろん、美容やダイエットにもよいといわれていますが、なかなか長続きできません。仕事と家事で毎日5,000歩くらいは歩いていますが、1万歩は無理です。朝のラジオ体操は今は一時的休憩中です。季節がよくなってきたので、これから頑張ろうかなと思っています。水泳も、近くにプールがあるのですが、自分の体形と向き合うのに一大決心がいります。歌う機会は減っています。年々少なくなっていますが、よく笑っているようです。声を出さずに笑みを浮かべるだけでも効果はあるとのこと。なるべく多く笑うように心がけたいと思います。

そんな私の健康のパロメーターは、ゴルフと旅行です。大好きなゴルフをいつまでも続けたいために、健康に気をつけています。ゴルフは主人や友人とプレイしています。一緒に回る仲間に迷惑をかけないように、スコアが悪いなながらも頑張っています。周りに元気な先輩方がたくさんいらっしゃるの、私もたぶん80歳くらいまではプレイできるのではないかと、希望的観測をしています。スコアは気にせず、四季の花々を観察して、温泉に浸かり、近隣を観光したりと、健康のための楽しいゴルフでゆったりとした時間を過ごしています。同時に、ゴルフは迅速かつ果敢に決断してプレイするので、頭の体操にもなり、健康でなければできないと感じています。

もう一つの健康のパロメーターである海外旅行は、健康でなければ行かれないと思っています。初めての海外旅行は、40数年前のグアム島でした。1ドルが360円の頃で、飛行機に乗るのも初めて、英語を話すのも初めてという初めてづくしで緊張の連続でした。当時は元気いっぱいだったので、体に注意するなんて

思いませんでしたし、海外旅行はこの一度きりで終わりだと思っていました。

それから5年後、主人の友人の結婚式でハワイに行く機会を得ました。日系のハワイの方の結婚式で、今では珍しいことではないと思いますが、教会で水色の盛装の男女がそれぞれ3人ずつ新郎新婦の脇に立つ姿は、とても華やかで素敵でした。披露宴では、花婿と花嫁のダンスに続き、参列者もダンスをしました。当時のハワイは自然がいっぱいで、海では熱帯魚がすぐそばで泳いでいて、まるで映画のようでした。

さらにそれから5年後、ヨーロッパ（ロンドン、パリ、ローマ、ドイツとスイスの都市）を巡る“念願の旅”をしました。本の中での知識しかなかった私にとって、30年前のヨーロッパは、見るもの聞くもの食べるものすべてに圧倒されました。霧の都・ロンドンは、紳士的マナーとバッキンガム宮殿をはじめとする重厚な建物と高い天井と広いベッドに圧倒されました。花の都・パリでは、華やかな町並みとモナリザの微笑みを独り占めできるルーブル美術館の広さに感激。ローマは、セピア色の世界で、ローマの中にバチカン市国が存在することに驚きました。教科書では知っていましたが、実際に目を見ると、寺院の大回廊が国境をなしていることが不思議でした。映画『ローマの休日』のワンシーンを真似て、テレビの泉にコインを投げたり、真実の口に手を入れたり、楽しい一日でした。

ドイツのヴィースバーデンでのワイン祭りでは、美味しいワインをたくさんいただきました。ドイツにはちょっと暗いイメージをもっていたのですが、フレンドリーで、ドイツワインのファンになりました。ライン川を下り、ローレライの岩は、私が想像していたローレライとはほど遠い普通の岩でした。スイスのジュネーブは、花がいっぱいの町で、モンブランの山もとてもきれいでした。スイスのような中立国として、日本も観光立国を目指してほしいと思いました。見て回ったどの国も、とてもどこかで平和で、夢のような旅でした。

あれから30年が過ぎ、いつでもどこにでも行かれる時代になりましたが、のんびりと四季の移ろいを感じる昔と違い、地震・噴火・竜巻・津波・落雷・大雪・洪水・干ばつ等、あまりに突然の天災に呆然とします。それに加えて、理不尽な暴力や対立等、ただただ困惑する時代になりました。自由に簡単に旅することができるようになりましたが、安心・安全な国は数少なくなりつつあります。まだまだ観光したい国はたくさんあります。健康と明日を信じて、ゴルフと旅を精いっぱい楽しみたいと思います。